若狭町第６期障害福祉計画
第２期障害児福祉計画

令和３年３月

若狭町

目　次

第１章　計画の策定にあたって……1

１　計画策定の趣旨……1
２　計画の位置づけ……2
３　他計画との関連……3
４　計画の期間……3

第２章　障害のある人を取り巻く現状……4

１　障害のある人の状況……4
２　障害福祉サービスの提供状況……11
３　地域生活支援事業の状況……14
４　障害児福祉サービスの提供状況……17
５　本町における課題のまとめ……18

第３章　計画のめざす方向……20

１　基本理念……20
２　基本視点……20

第４章　障害福祉サービスの提供体制……21

１　成果目標の設定……21
２　障害福祉サービスの見込量……25
３　地域生活支援事業の見込量……31
４　障害児支援の見込量……38
５　その他活動指標……41

第５章　計画の推進体制……44

１　計画の推進主体……44
２　子ども・子育て支援施策との連携……44
３　サービス利用に向けた広報及び相談機会の充実……44
４　計画の進行管理……44

資料編……45

１　用語解説……45

第１章　計画の策定にあたって

１　計画策定の趣旨

若狭町（以下「本町」という。）では、平成 30 年度に「若狭町第５期障害福祉計画　第１期障害児福祉計画」を策定し、「自分らしくいきいきと　共に暮らせるまち　わかさ」を基本理念に掲げ、誰もが自分らしく暮らせるまちをめざし、障害者福祉施策を総合的・計画的に推進してきました。

この間、国では平成 30 年に「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」が一部改正されるとともに、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行されるなど、障害のある人が自ら望む地域生活を営むことができるような支援の充実が図られてきました。また、これからの地域のあり方として、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会」の実現が掲げられました。

この度、新たな国の制度や福井県の動向、これまでの本町の取り組み等を踏まえ、本町における障害者福祉施策を総合的に推進するため、新たに「若狭町第６期障害福祉計画　第２期障害児福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

２　計画の位置づけ

本計画は、以下の法律に基づき策定が位置づけられている法定計画です。

■市町村障害福祉計画

障害福祉サービスの提供体制の確保やその他障害者総合支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画であり、今後必要とされる福祉サービス量を計画的に整備するためのものです。

> **障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 88 条第 1 項**
>
> 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

■市町村障害児福祉計画

障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保や各年度における指定通所支援または指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量等について計画的に整備するためのものです。

> **児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 33 条の 20 第 1 項**
>
> 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

3　他計画との関連

本計画は、国や福井県の計画及び町の最上位計画である「若狭町まちづくりプラン」、福祉計画の上位計画である「若狭町地域福祉計画」、その他関連計画との整合を図るものとします。

■本計画の位置づけ

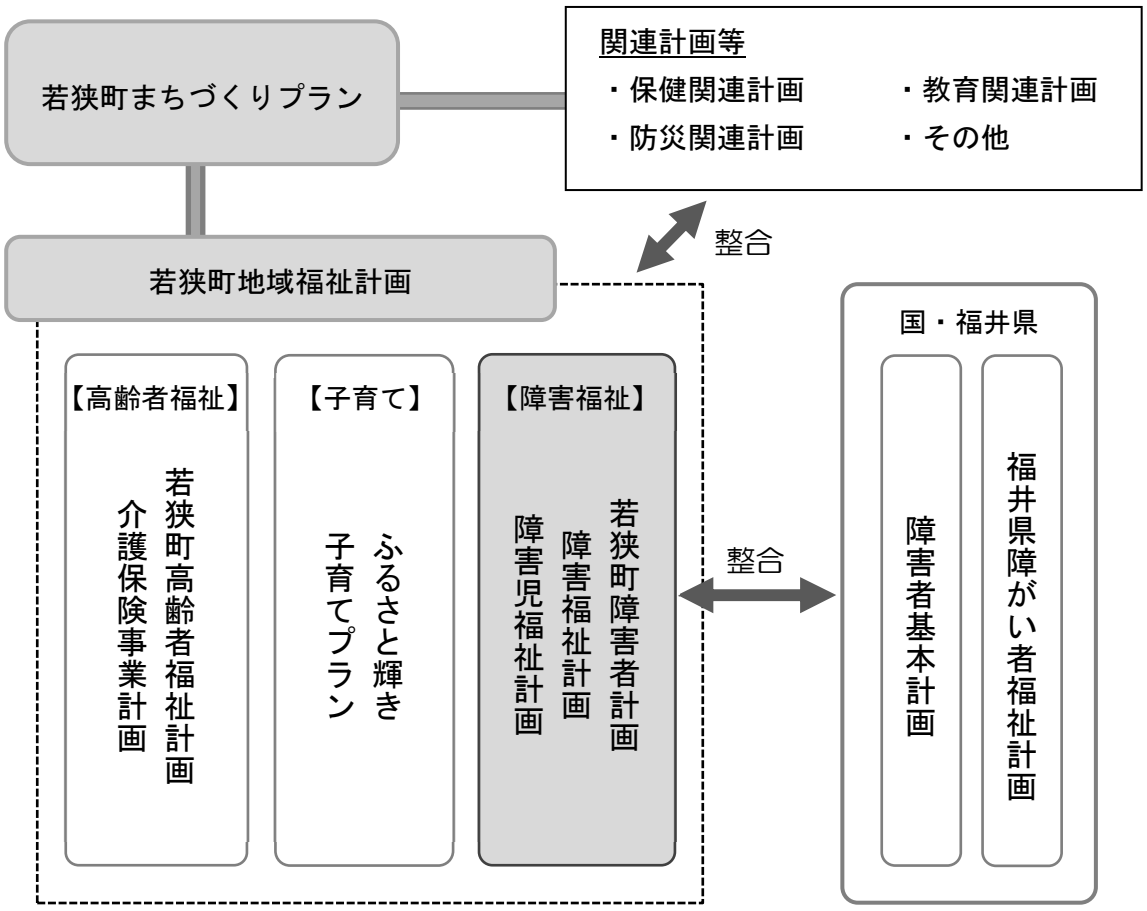

4　計画の期間

本計画の計画期間は、令和３年度～令和５年度までの３年間とします。

H30 2018	R1 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026
第5期障害福祉計画 第1期障害児福祉計画			**第6期障害福祉計画** **第2期障害児福祉計画**			第7期障害福祉計画 第3期障害児福祉計画		

第２章　障害のある人を取り巻く現状

１　障害のある人の状況

（１）障害者手帳所持者の状況

障害者手帳所持者数の推移をみると、全体では平成 28 年度以降減少傾向にあり、令和元年度では 956 人となっています。身体障害者手帳所持者数は減少傾向、精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向で推移しています。手帳の種類別構成比をみると、身体障害者手帳所持者の割合は減少傾向にあるものの、いずれの年度においても最も高く、令和元年度では76.8%となっています。

■手帳の種類別の推移

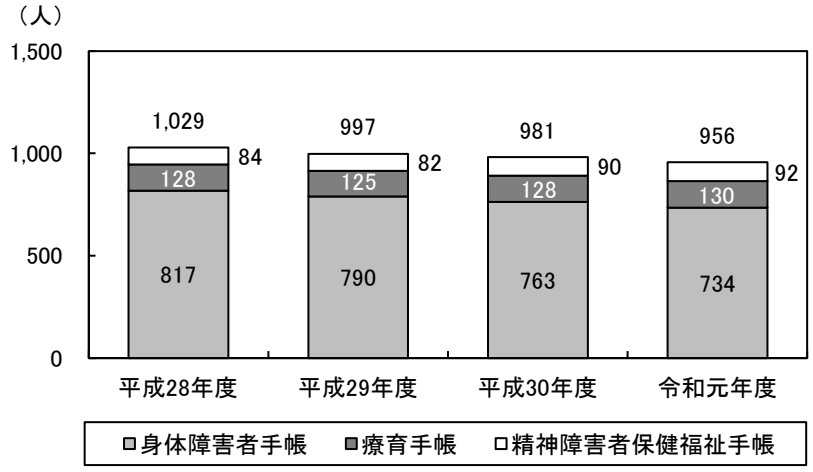

資料：若狭町（各年度3月末現在）

■手帳の種類別構成比の推移

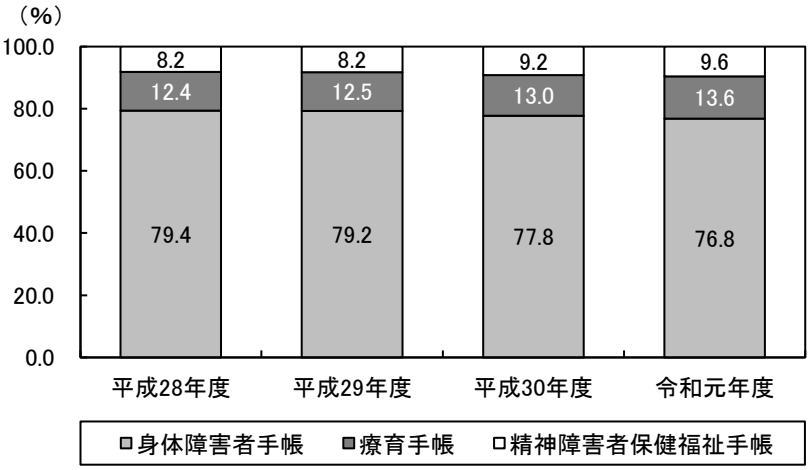

資料：若狭町（各年度3月末現在）

（２）身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳所持者数の推移をみると、全体では平成 28 年度以降減少傾向にあり、令和元年度では 734 人となっています。年齢区分別にみると、18 歳未満、18 歳～64 歳、65 歳以上ともに減少傾向で推移しており、いずれの年度においても 65 歳以上が最も多くなっています。

■年齢区分別の推移

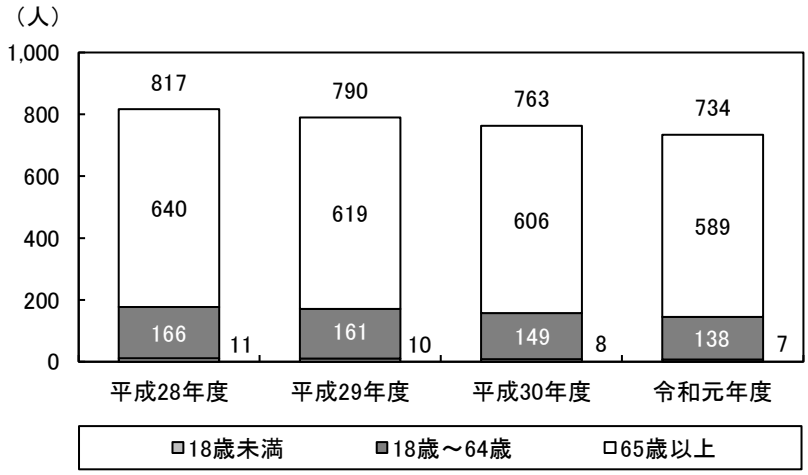

資料：若狭町（各年度3月末現在）

等級別にみると、いずれの年度においても１級が最も多く、令和元年度では 214 人となっています。

■等級別の推移

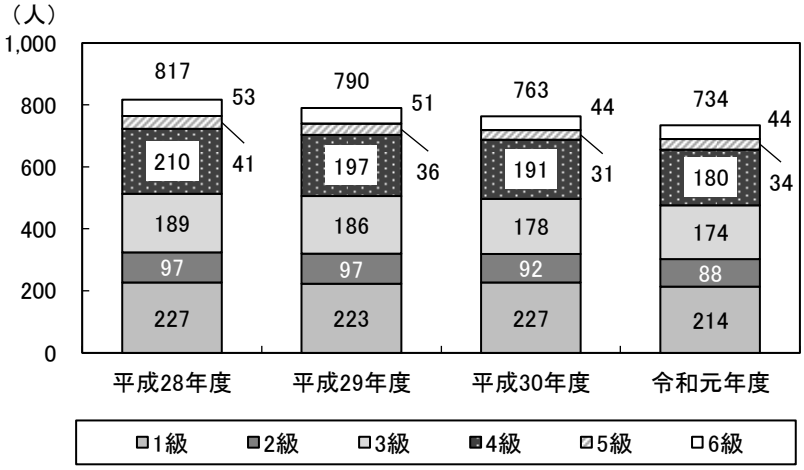

資料：若狭町（各年度3月末現在）

障害の種類別にみると、いずれの年度においても肢体不自由が最も多く、令和元年度では387人となっています。次いで、内部障害、聴覚・平衡機能障害が多くなっています。

■障害の種類別の推移

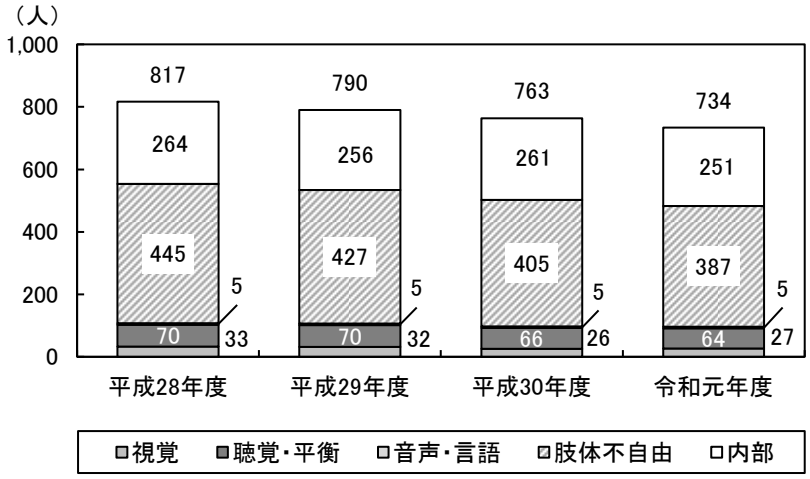

資料：若狭町（各年度3月末現在）

（３）療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者数の推移をみると、全体では平成 29 年度から令和元年度にかけて増加傾向であり、令和元年度では 130 人となっています。年齢区分別にみると、18 歳未満は減少傾向、18 歳～64 歳は増加傾向となっています。また、いずれの年度においても 18 歳～64 歳が最も多くなっています。

■年齢区分別の推移

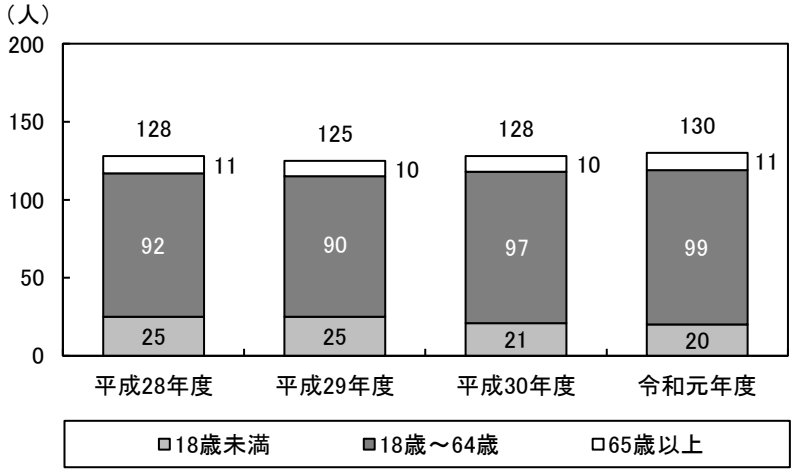

資料：若狭町（各年度3月末現在）

等級別にみると、平成 28 年度以降Ｂ１は減少傾向、Ａ１は増加傾向となっています。平成 29 年度まではＢ１が最も多くなっていましたが、平成 30 年度以降はＡ１が最も多くなっています。

■等級別の推移

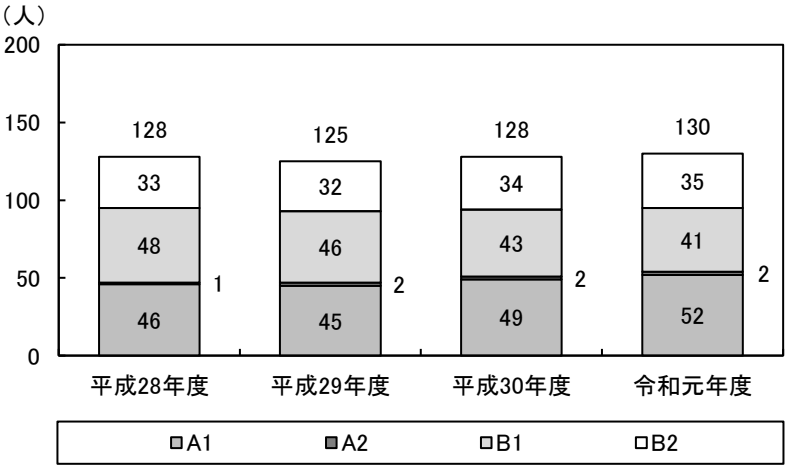

資料：若狭町（各年度3月末現在）

（４）精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神保健福祉手帳所持者数の推移をみると、全体では平成 29 年度から令和元年度にかけて増加傾向であり、令和元年度では 92 人となっています。年齢区分別にみると、いずれの年齢においても増加傾向となっています。また、いずれの年度においても 18 歳～64 歳が最も多くなっています。

■年齢区分別の推移

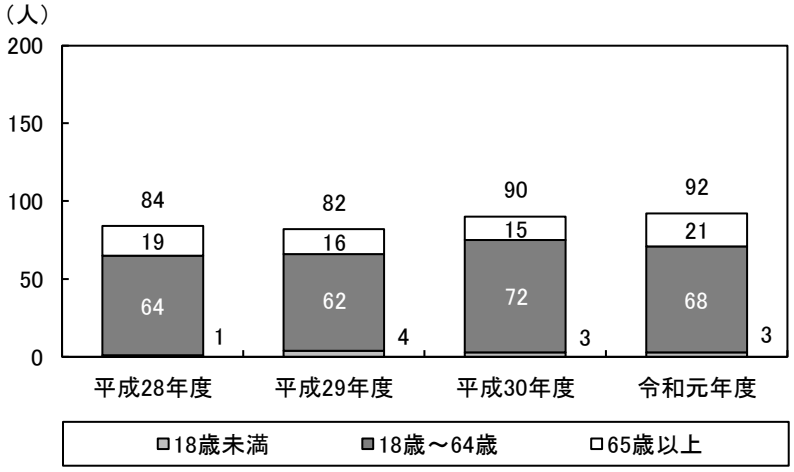

資料：若狭町（各年度3月末現在）

等級別にみると、平成 28 年度以降１級、２級は増加傾向となっています。いずれの年度においても２級が最も多く、令和元年度では 69 人で 75.0%となっています。

■等級別の推移

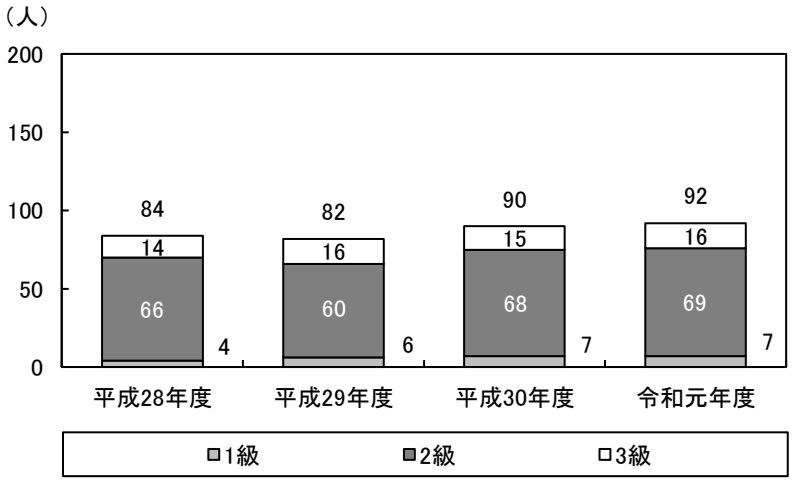

資料：若狭町（各年度3月末現在）

（５）自立支援医療受給者の状況

自立支援医療受給者数の推移をみると、全体では平成 29 年度以降増加傾向となっており、令和元年度では 170 人となっています。令和元年度時点の受給者数は、精神通院医療が 152 人と最も多く、次いで更生医療が 17 人、育成医療が１人となっています。

■自立支援医療受給者数の推移

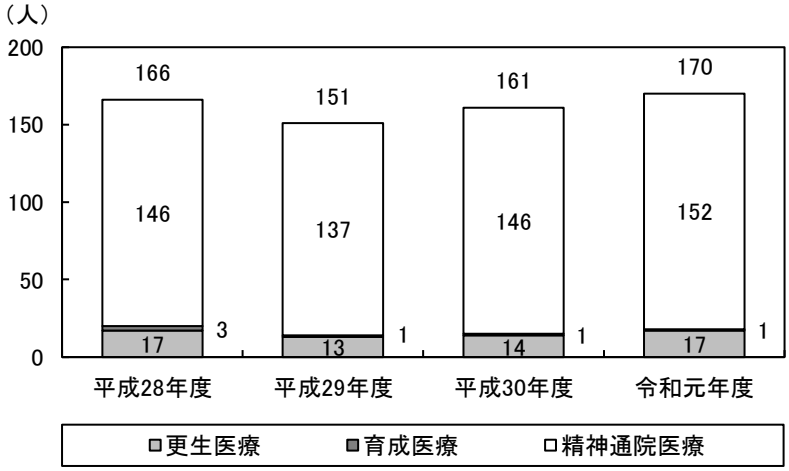

資料：若狭町（各年度3月末現在）

（６）特定医療費受給者の状況

特定医療費受給者数の推移をみると、指定難病では平成 28 年度以降減少傾向、小児慢性特定疾病は横ばいとなっています。

■特定医療費受給者数の推移

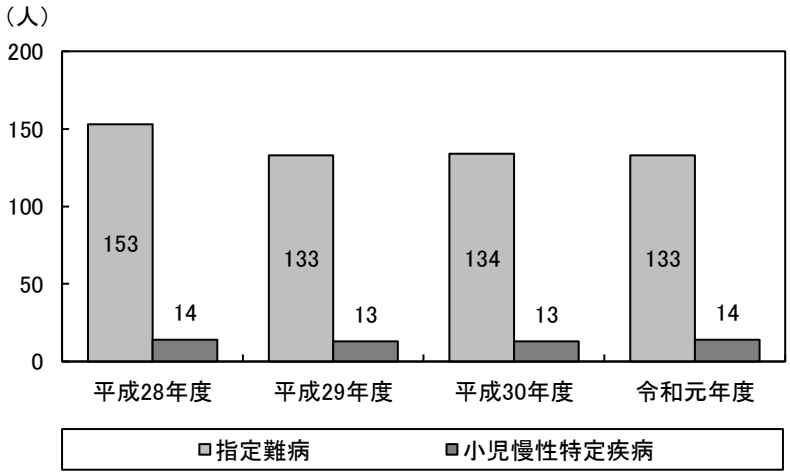

資料：若狭町（各年度3月末現在）

（７）特別支援学級・学校の在籍者の状況

特別支援学級の在籍者数の推移をみると、小学校・中学校では平成 28 年度から増加傾向にありましたが、令和２年度に減少に転じています。特別支援学校の在籍者数の推移をみると、全体では平成 28 年度から減少傾向となっています。特別支援学校卒業生の進路をみると、就職及び福祉施設通所・在宅等となっています。

■特別支援学級の在籍者数の推移

単位：人

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
小学校	15	17	22	29	28
中学校	6	9	12	17	13
通級指導	0	12	12	15	15
合計	21	38	46	61	56

資料：若狭町（各年度3月末現在、令和2年度は7月末現在）

■特別支援学校の在籍者数の推移

単位：人

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
幼児部	0	0	0	0	0
小学部	11	11	11	10	6
中学部	7	6	2	1	5
高等部	11	9	12	8	7
合計	29	26	25	19	18

資料：若狭町（各年度3月末現在、令和2年度は7月末現在）

■特別支援学校卒業生の進路

単位：人

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
進学	0	0	0	0
専修学校等入学	0	0	0	0
就職	2	1	2	0
福祉施設通所・在宅等	0	0	4	1
合計	2	1	6	1

資料：若狭町（各年度3月末現在）

２　障害福祉サービスの提供状況

※令和2年度の実績値は8月末時点の見込み。

（１）訪問系サービス

居宅介護は、平成 30 年度、令和元年度ともに利用者数が計画値を下回り、利用時間は令和元年度に計画値を上回りました。

同行援護は、平成 30 年度の利用者数を除いて、利用者数、利用時間が計画値を下回りました。

サービス種別	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和2年度	
		実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
居宅介護	人/月	21	25	24	26	26	26
	時間/月	361	368	413	383	420	383
重度訪問介護	人/月	0	0	0	0	0	1
	時間/月	0	0	0	0	0	200
同行援護	人/月	3	3	2	3	1	3
	時間/月	22	33	14	33	14	33
行動援護	人/月	0	0	0	0	0	1
	時間/月	0	0	0	0	0	10
重度障害者等包括支援	人/月	0	0	0	0	0	1
	時間/月	0	0	0	0	0	200

（２）短期入所サービス

短期入所は、平成 30 年度、令和元年度ともに利用者数、利用日数が計画値を上回りました。

サービス種別	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和2年度	
		実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
短期入所	人/月	11	10	12	10	9	11
	人日/月	70	60	70	60	38	66

（３）日中活動系サービス

生活介護は、平成 30 年度の利用者数を除いて、利用者数、利用日数が計画値を下回りました。

就労移行支援は、各年度ともに利用者数、利用日数が計画値を下回りました。

就労継続支援（A 型）は、平成 30 年度、令和元年度ともに利用者数、利用日数が計画値を上回りました。

就労継続支援（B 型）は、平成 30 年度、令和元年度ともに利用者数は計画値を上回り、利用日数は計画値を下回りました。令和２年度は利用者数、利用日数ともに計画値を上回りました。

サービス種別	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和2年度	
		実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
生活介護	人/月	62	60	59	61	54	62
	人日/月	960	1,058	938	1,075	903	1,123
自立訓練（機能訓練）	人/月	0	0	0	0	0	1
	人日/月	0	0	0	0	0	10
自立訓練（生活訓練）	人/月	0	0	0	0	0	1
	人日/月	0	0	0	0	0	20
就労移行支援	人/月	1	2	1	3	1	4
	人日/月	3	32	23	49	29	65
就労継続支援（A 型）	人/月	27	26	28	27	24	28
	人日/月	546	530	586	551	476	571
就労継続支援（B 型）	人/月	40	38	44	39	51	40
	人日/月	642	684	675	702	789	720
就労定着支援	人/月	0	1	0	1	0	1
療養介護	人/月	7	7	7	7	7	8

（４）居住系サービス

共同生活援助は、各年度ともに実績値が計画値を下回りました。
施設入所支援は、各年度ともに実績値が計画値を上回りました。

サービス種別	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和2年度	
		実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
自立生活援助	人/月	0	1	0	1	0	2
共同生活援助	人/月	25	28	26	28	26	27
施設入所支援	人/月	24	21	22	21	22	21

（５）相談支援

計画相談支援は、各年度ともに実績値が計画値を上回りました。
地域移行支援は、平成 30 年度に計画値は見込んでいませんでしたが、実績がありました。
地域定着支援は、平成 30 年度を除いて、実績値が計画値を下回りました。

サービス種別	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和2年度	
		実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
計画相談支援	人/月	36	25	36	26	38	27
地域移行支援	人/月	1	0	0	0	0	1
地域定着支援	人/月	3	3	2	3	1	3

3　地域生活支援事業の状況

※令和2年度の実績値は9月末時点の見込み。

（1）必須事業

①理解促進研修・啓発事業

理解促進研修・啓発事業は、実績がありませんでした。

サービス種別	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和2年度	
		実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	無	有	無	有	無	有

②自発的活動支援事業

自発的活動支援事業は、実績がありませんでした。

サービス種別	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和2年度	
		実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
自発的活動支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	有

③相談支援事業

障害者相談支援事業は、３か所で実施しており、基幹相談支援センター等機能強化事業も令和元年度から新たに実施しています。

サービス種別	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和2年度	
		実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
障害者相談支援事業	か所	3	3	3	3	3	3
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	無	―	有	―	有	―

④成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用支援事業は、令和２年度に１件の実績がありました。

サービス種別	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和2年度	
		実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
成年後見制度利用支援事業	件/年	0	1	0	1	1	1

⑤成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度法人後見支援事業は、実績がありませんでした。

サービス種別	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和2年度	
		実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
成年後見制度 法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	有

⑥意思疎通支援事業

手話通訳者派遣事業は、各年度ともに計画値を大きく上回りました。

要約筆記者派遣事業は、平成 30 年度に計画値は見込んでいませんでしたが、実績がありました。

手話奉仕員養成研修事業は、実績がありませんでした。

サービス種別	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和2年度	
		実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
手話通訳者設置事業	人/年	0	0	0	0	0	1
手話通訳者派遣事業	人/年	18	3	34	4	38	5
要約筆記者派遣事業	人/年	1	0	0	0	0	1
手話奉仕員養成研修事業	人/年	0	0	0	0	0	1

⑦日常生活用具給付等事業

介護訓練支援用具は、令和２年度を除き、実績値が計画値を下回りました。

自立生活支援用具は、令和元年度を除き、実績値が計画値を上回りました。

在宅療養等支援用具は、平成 30 年度を除き、実績値が計画値を下回りました。

情報・意思疎通支援用具は、令和元年度を除き、実績値が計画値を下回りました。

排泄管理支援用具は、各年度ともに実績値が計画値を下回りました。

住宅改修費は、平成 30 年度を除き、実績値が計画値を上回りました。

サービス種別	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和2年度	
		実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
介護訓練支援用具	件/年	1	3	0	3	6	3
自立生活支援用具	件/年	2	1	1	1	2	1
在宅療養等支援用具	件/年	2	2	1	3	0	3
情報･意思疎通支援用具	件/年	0	1	1	1	0	1
排泄管理支援用具	件/年	350	380	346	390	348	400
住宅改修費	件/年	0	0	1	0	2	1

⑧移動支援事業

移動支援事業は、平成 30 年度の利用者数を除いて、計画値と同じでした。また、利用時間は各年度ともに実績値が計画値を下回りました。

サービス種別	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和2年度	
		実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
移動支援事業	人/年	4	5	5	5	5	5
	時間/年	120	270	95	270	125	270

⑨地域活動支援センター機能強化事業

地域活動支援センター機能強化事業の登録者数は、平成 30 年度を除き、実績値が計画値を下回りました。

サービス種別	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和2年度	
		実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
地域活動支援センター機能強化事業	か所	2	2	2	2	2	2
	登録者数（人）	11	10	6	10	7	10

（２）任意事業

①日中一時支援事業

日中一時支援事業は、各年度ともに実績値が計画値を下回りました。

サービス種別	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和2年度	
		実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
日中一時支援事業	人/年	25	33	24	33	23	33

４　障害児福祉サービスの提供状況

※令和2年度の実績値は8月末時点の見込み。

児童発達支援は、平成 30 年度の利用者数を除いて計画値を下回り、利用日数は各年度ともに計画値を下回りました。

放課後等デイサービスは、各年度ともに利用者数が計画値を上回り、利用日数は計画値を下回りました。

保育所等訪問支援、障害児相談支援は、各年度ともに実績値が計画値を下回りました。

サービス種別	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和2年度	
		実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
児童発達支援	人/月	2	2	1	3	1	4
	人日/月	7	20	2	30	1	40
医療型児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	1
	人日/月	0	0	0	0	0	10
放課後等デイサービス	人/月	12	10	14	11	14	12
	人日/月	147	200	149	220	160	240
保育所等訪問支援	人/月	1	2	1	3	1	4
	人日/月	1	4	1	6	2	8
障害児相談支援	人/月	6	10	6	11	5	12
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	1
	人日/月	0	0	0	0	0	10
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人/年	0	0	0	0	0	1

５　本町における課題のまとめ

（１）地域生活への移行及び地域での自立生活を支える支援体制の整備

障害のある人等の自立支援の観点から、施設入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援といった課題に対応するため、地域生活支援の拠点づくり等、サービス提供体制の整備が必要です。また、精神障害のある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしを送ることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

地域生活への移行及び地域での自立生活を支える支援体制の構築に向けて、本町だけでなく近隣市町や関係機関と連携・調整を図り、取り組みの推進を図ります。

（２）就労支援の充実

障害のある人の経済的自立や社会参加の促進に向けて、就労支援の充実が重要となります。

本町では、就労継続支援Ｂ型の事業所が増え、体力の低下等により企業や就労継続支援（Ａ型）から移行される人や、特別支援学校の卒業者等の利用が増えています。

今後、一般就労への移行促進に向けて、就労支援の充実を図るとともに、就労定着支援等の町内に事業所がないサービスについては、新規設置を推進します。また、障害のある人の就労に向けて、若狭町子ども・若者サポートセンターや公共職業安定所（ハローワーク）、嶺南障害者就業・生活支援センターひびき等の就労支援機関と連携し、企業における障害者雇用の促進や障害に対する理解促進を図ります。

（３）障害のある人への理解促進

地域共生社会の実現に向けて、障害の有無に関わらず、地域で生活する仲間として互いの人権を尊重し、共に暮らしていけるまちづくりが求められています。

町内の関係団体への調査からは、地域の課題として障害のある人への理解不足や障害のある人とない人との交流の場・機会が少ないことが挙げられており、障害に対する理解促進に向けた取り組みをさらに進めていく必要があります。

障害のある人の地域移行の促進の観点からも、障害者差別解消法に基づく、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や、障害のある人に対する必要かつ合理的配慮の提供について、広く町民の理解を深めるため、若狭町・美浜町障害者差別解消支援地域協議会との連携により、広報紙やインターネットの活用等あらゆる機会を通じた普及・啓発を促進します。また、ヘルプマークやヘルプカードの普及を推進し、外見から分かりにくい障害等、周囲の方から配慮を必要としている人への思いやりのある行動を促し、障害への理解を図ります。

（４）障害のある子どもへの支援体制の整備

近年、本町では特別支援学級の在籍者の増加や放課後等デイサービスの利用ニーズの高まりがみられることから、障害のある子どもへのサービス支援体制の整備に引き続き取り組んでいく必要があります。また、障害のある子ども及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から支援できるように、若狭町子育て世代包括支援センターと連携し、早期療育につなげるとともに、学齢期への円滑な移行や学校教育におけるインクルーシブ教育システムの推進等に加え、医療的ケアを必要とする子どもたちへの支援の充実等、心身の発達の段階や年齢に応じた支援を地域で一貫して取り組むことができるよう、体制の充実を図ります。

（５）福祉人材の確保・育成

障害のある人が住み慣れた地域で安心して生活を続けていくためには、障害福祉サービスの量・質をともに確保していくことが必要となります。また、障害福祉サービスの量・質の確保のためには、サービスの提供を担う福祉人材の確保・育成が重要となります。

安定的なサービス提供に向けて、福井県やサービス提供事業所等との連携の下、福祉人材の確保を図ります。また、福祉人材の育成強化に向けて、福井県等が開催する研修の周知や参加を働きかけるとともに、自立支援協議会の人材育成部会（仮）における取り組みを推進します。

第３章　計画のめざす方向

１　基本理念

自分らしくいきいきと
共に暮らせるまち　わかさ

障害のある人もない人も共に地域で生活する仲間として人権を尊重し、協働によるまちづくりを進めていくという考え方の下、本町は「自分らしくいきいきと　共に暮らせるまち　わかさ」を基本理念とし、誰もが自分らしく暮らせるまちをめざします。

２　基本視点

視点１　お互いの理解を促進する共生社会づくり

障害や障害のある人への偏見・差別を解消し、全ての町民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会づくりを進めます。

視点２　障害のある人の自主性を尊重し、社会参加を進める地域づくり

障害のある人の多様な個性や働き方が尊重され、一人ひとりが自分らしく自立して暮らすことができ、気軽に地域活動等へ参加できる地域づくりを進めます。

視点３　日々の暮らしを支える支援体制づくり

障害の状態や個々のライフステージ等に応じて、必要となる生活基盤の整備やサービスを提供できる体制づくりを進めます。

第４章　障害福祉サービスの提供体制

１　成果目標の設定

本計画における成果目標を、本町の実情を考慮し、以下のとおりに設定します。

（１）福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の 基本指針	**地域生活への移行者数** 令和5年度末において、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
	施設入所者数の削減 令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から 1.6%以上削減することを基本とする。

指標	目標	考え方
地域生活への移行者数	１人	令和元年度末時点の施設入所者数 22 人のうち、6%以上が地域生活へ移行することをめざします。
施設入所者数の削減	１人	令和元年度末時点の施設入所者数 22 人のうち、1.6%以上の減少をめざします。

（２）地域生活支援拠点等の整備

国の 基本指針	**地域生活支援拠点等の充実** 令和5年度末までに各市町村または各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討を行うことを基本とする。

指標	目標	考え方
地域生活支援拠点等の整備数	1か所	広域での面的整備により、1か所設置済のため、今後も機能の充実を図ります。
地域生活支援拠点等の運用状況の検証・検討	1回	自立支援協議会において年1回以上、運用状況の検証・検討を行います。

（３）福祉施設から一般就労への移行

国の 基本指針	**一般就労への移行者数** 令和元年度の一般就労への移行実績の 1.27 倍以上が令和5年度中に一般就労に移行することを基本とする。 ①就労移行支援事業 令和元年度の一般就労への移行実績の 1.30 倍以上とすることを基本とする。 ②就労継続支援A型事業 令和元年度の一般就労への移行実績の概ね 1.26 倍以上とすることを基本とする。 ③就労継続支援Ｂ型事業 令和元年度の一般就労への移行実績の概ね 1.23 倍以上とすることを基本とする。
	就労定着支援事業利用者割合 令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。
	就労定着支援事業の就労定着率 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。

指標	目標	考え方
一般就労への移行者数	3人	令和元年度の一般就労への移行者数2人の 1.27 倍以上の移行をめざします。【①+②+③の人数】
①就労移行支援事業	1人	令和元年度の移行者数は0人のため、1人の移行をめざします。
②就労継続支援A型事業	1人	令和元年度の移行者数１人のうち、1.26 倍以上の移行をめざします。
③就労継続支援B型事業	1人	令和元年度の移行者数１人のうち、1.23 倍以上の移行をめざします。
就労定着支援事業利用者割合	7割	就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することをめざします。
就労定着支援事業の就労定着率		現時点では、嶺南地域に該当する事業所がないため、設定していません。

（４）障害児支援の提供体制の整備等

国の 基本指針	**児童発達支援センターの設置** 令和５年度末までに、児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも１か所以上設置することを基本とする。
	保育所等訪問支援の実施 令和５年度末までに、各市町村または各圏域において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
	児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保 令和５年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または各圏域に少なくとも１か所以上確保することを基本とする。
	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置 令和５年度末までに、各市町村または各圏域において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

指標	目標	考え方
児童発達支援センターの設置	１か所	町内に該当する事業所がなく未設置ですが、小浜市内にある小浜市母と子の家児童発達支援センターにおいて、広域利用が可能となっています。今後は町内においても、障害福祉事業所等と連携を図りながら体制の整備に努めます。
保育所等訪問支援の実施	実施（１か所）	
主に重症心身障害児を支援する 児童発達支援事業所の設置	１か所	１か所設置済のため、今後もサービス提供体制の確保を図ります。
主に重症心身障害児を支援する 放課後等デイサービス事業所の設置	２か所	２か所設置済のため、今後もサービス提供体制の確保を図ります。
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置	若狭町子育て世代包括支援センターを中心に、自立支援協議会等の関係機関や児の保護者と連携を図りながら協議の場の設置をめざします。
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	１人	１人の配置をめざします。

（５）相談支援体制の充実・強化等

国の 基本指針	**相談支援体制の充実・強化等** 令和5年度末までに、各市町村または各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

指標	目標	考え方
総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保	実施	基幹相談支援センターを中心として、委託相談支援事業所・指定特定相談支援事業所との連携・協議の下、総合的・専門的な相談支援体制の充実・強化を図ります。

（６）障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

国の 基本指針	**障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築** 令和5年度末までに市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みを実施する体制を構築することを基本とする。

指標	目標	考え方
障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築	実施	福井県等が実施する研修や情報共有の場に積極的に参加し、障害福祉に携わる職員の資質向上に取り組みます。また、自立支援協議会において実施している障害者支援機関の連携強化や、ケース検討会、研修会を今後も継続し、人材育成による質の向上と適正な運営に取り組みます。

２　障害福祉サービスの見込量

障害のある人が、身近な地域でニーズに応じたサービスを安心して利用することができるよう、令和３年度から令和５年度までの各年度における障害福祉サービスの種類ごとの必要な見込量を確保するための方策を定めます。

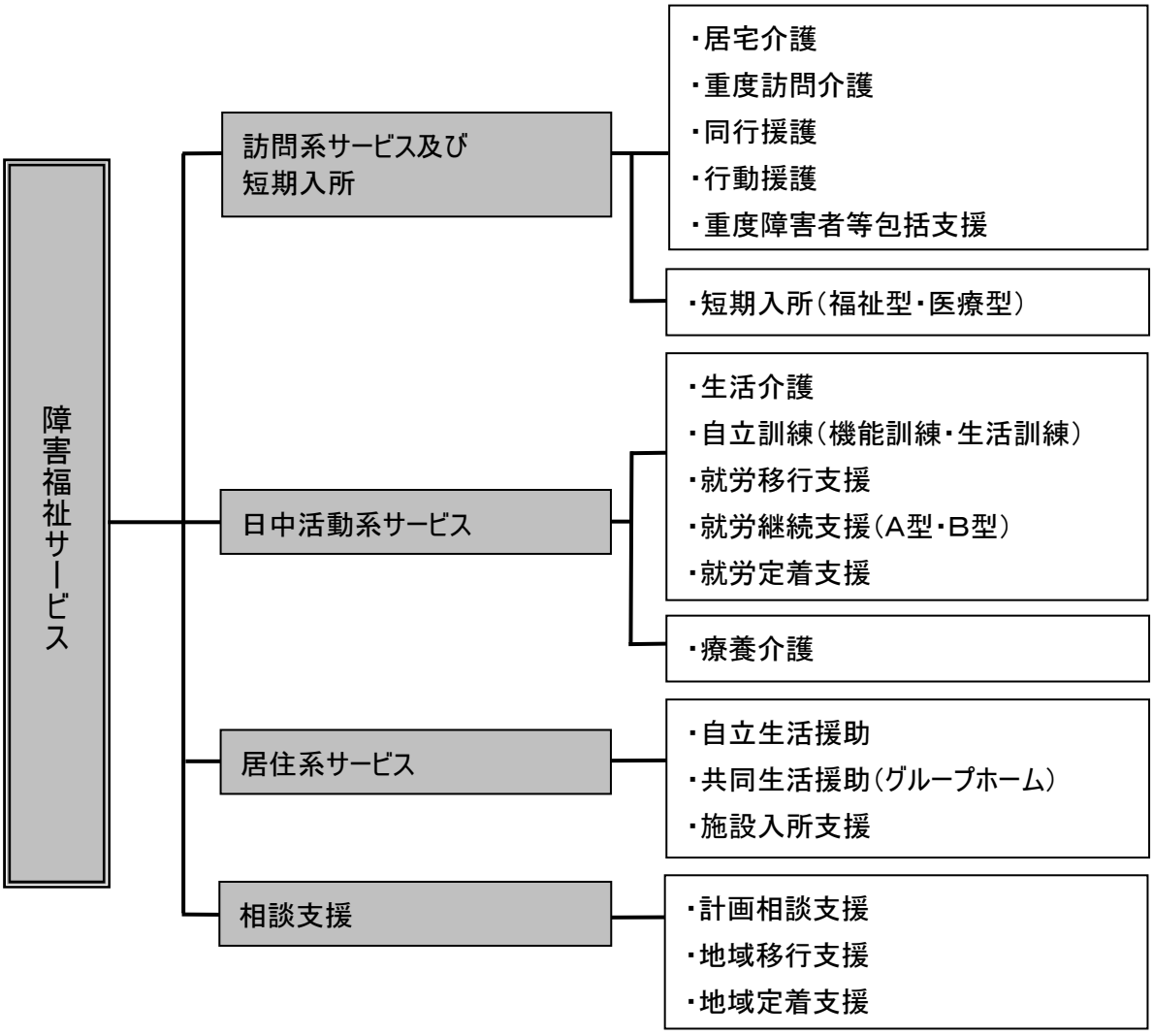

（１）訪問系サービス

訪問系サービスの各サービス見込量は、第５期計画期間中の利用の動向等から今後の利用は横ばいまたは増加と見込んで算出しています。重度障害者等包括支援については、現在福井県内に該当事業所がないため、０人としました。

サービス種別	見込量の単位
1. 居宅介護 2. 重度訪問介護 3. 同行援護 4. 行動援護 5. 重度障害者等包括支援	月あたりの平均利用者数【人】 月あたりの平均利用時間【時間】

【サービス見込量】

		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
居宅介護	人／月	28	30	33
	時間／月	482	516	568
重度訪問介護	人／月	0	0	1
	時間／月	0	0	20
同行援護	人／月	2	2	2
	時間／月	24	24	24
行動援護	人／月	0	0	1
	時間／月	0	0	10
重度障害者等包括支援	人／月	0	0	0
	時間／月	0	0	0
合　計	人／月	30	32	37
	時間／月	506	540	622

■訪問系サービスの見込量確保の方策

地域生活への移行や支援者の高齢化により、利用ニーズの高まりが予想されることから、サービス提供体制の確保が必要です。

障害のある人が住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、サービス提供事業者等と連携を図り、多様な訪問系サービスの実施に努めます。また、多様な事業者の参入促進を広域的に働きかけ、サービス提供体制の拡充に努めます。

（２）短期入所

短期入所のサービス見込量は、第５期計画期間中の利用の動向等から利用の増加を見込んで算出しています。

サービス種別	見込量の単位
1．短期入所（福祉型・医療型）	月あたりの平均利用者数【人】 月あたりの平均利用（宿泊）日数【日】

【サービス見込量】

		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
短期入所 （福祉型）	人／月	12	13	14
	人日／月	79	86	92
短期入所 （医療型）	人／月	2	3	4
	人日／月	10	15	20

■短期入所の見込量確保の方策

支援者の高齢化や緊急時の受け皿として今後も利用ニーズの高まりが予測されます。広域的な連携の下、地域生活支援拠点等を活用し、緊急時における短期入所、医療的ケアが必要な人や行動障害がある人の短期入所利用についての体制整備に努め、利用の円滑化を図ります。

（３）日中活動系サービス

日中活動系サービスの各サービス見込量は、第５期計画期間中の利用の動向、施設等から地域生活への移行、就労の促進等による利用の増加を見込んで算出しています。

サービス種別	見込量の単位
1. 生活介護 2. 自立訓練（機能訓練・生活訓練） 3. 就労移行支援 4. 就労継続支援（A型・B型） 5. 就労定着支援	月あたりの平均利用者数【人】 月あたりの平均利用日数【日】
6. 療養介護	月あたりの平均利用者数【人】

【サービス見込量】

		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
生活介護	人／月	59	59	59
	人日／月	996	996	996
自立訓練 （機能訓練）	人／月	0	0	0
	人日／月	0	0	0
自立訓練 （生活訓練）	人／月	0	0	1
	人日／月	0	0	10
就労移行支援	人／月	1	1	2
	人日／月	23	23	52
就労継続支援 （A型）	人／月	25	26	27
	人日／月	527	548	569
就労継続支援 （B型）	人／月	54	57	61
	人日／月	864	912	979
就労定着支援	人／月	0	0	1
療養介護	人／月	6	6	7

■日中活動系サービスの見込量確保の方策

日中活動系サービスについては、今後も、利用者、利用量の増加が見込まれるため、相談支援事業所等と連携をとりながら、サービスの利用希望者を適切に把握するとともに、これらの事業を行う意向のある事業所等の把握に努め、今後想定されるニーズに対応できる日中活動系サービス提供事業所の確保を図ります。

（４）居住系サービス

自立生活援助、共同生活援助（グループホーム）のサービス見込量は、第５期計画期間中の利用の動向、施設等から地域生活への移行による利用の増加を見込んで算出しています。施設入所支援については、成果目標を踏まえ、１人の減少を見込んでいます。

サービス種別	見込量の単位
1. 自立生活援助 2. 共同生活援助(グループホーム) 3. 施設入所支援	月あたりの平均利用者数【人】

【サービス見込量】

		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
自立生活援助	人／月	0	0	1
共同生活援助 （グループホーム）	人／月	27	28	29
施設入所支援	人／月	22	22	21

■居住系サービスの見込量確保の方策

共同生活援助（グループホーム）については、障害のある人が地域で自立した生活を継続するため需要が高まっているため、新規事業者の参入を働きかけるなど、サービス提供体制の確保を図ります。

支援を必要とする人が利用できるよう、相談支援事業所等と連携をとり、事業所における入所状況等の情報収集、地域への理解促進に努め、住まいの場の確保に努めます。

（５）相談支援

相談支援の各サービス見込量は、第５期計画期間中の利用の動向、施設等から地域生活への移行による利用の増加を見込んで算出しています。

サービス種別	見込量の単位
1. 計画相談支援 2. 地域移行支援 3. 地域定着支援	月あたりの平均利用者数【人】

【サービス見込量】

		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
計画相談支援	人／月	39	40	41
地域移行支援	人／月	1	1	1
地域定着支援	人／月	1	2	3

■相談支援の見込量確保の方策

計画相談支援については、セルフプランも含め、障害福祉サービスを利用しようとする全ての人が利用できる体制が整っています。今後も、利用者の意向や心身の状態等を踏まえ、一人ひとりに応じたサービス利用計画等の作成を円滑に行えるよう、サービス提供事業者及び相談支援も人の量・質の確保に努めます。

また、地域移行支援や地域定着支援については、制度の内容や手続きに関する周知に努めるとともに、サービス提供事業者との連携を維持します。

３　地域生活支援事業の見込量

地域生活支援事業は、障害のある人が自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて、効率的・効果的な実施が求められる事業です。そのため、市町村は国の定める範囲において、創意工夫を凝らした柔軟な事業を実施することが可能となっています。

地域生活支援事業は、必須事業と任意事業に分かれています。必須事業は、相談支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、地域活動支援センター機能強化事業等、基本的に全ての市町村で実施が要請されている事業です。任意事業は、市町村ごとに実施内容が異なる事業であり、本町では日中一時支援事業を実施しており、令和３年度以降に、訪問入浴サービス事業と地域移行のための安心生活支援事業、芸術文化活動振興事業の実施に向け検討中です。今後も障害のある人のニーズや課題に即応した事業や実施体制を随時検討していきます。

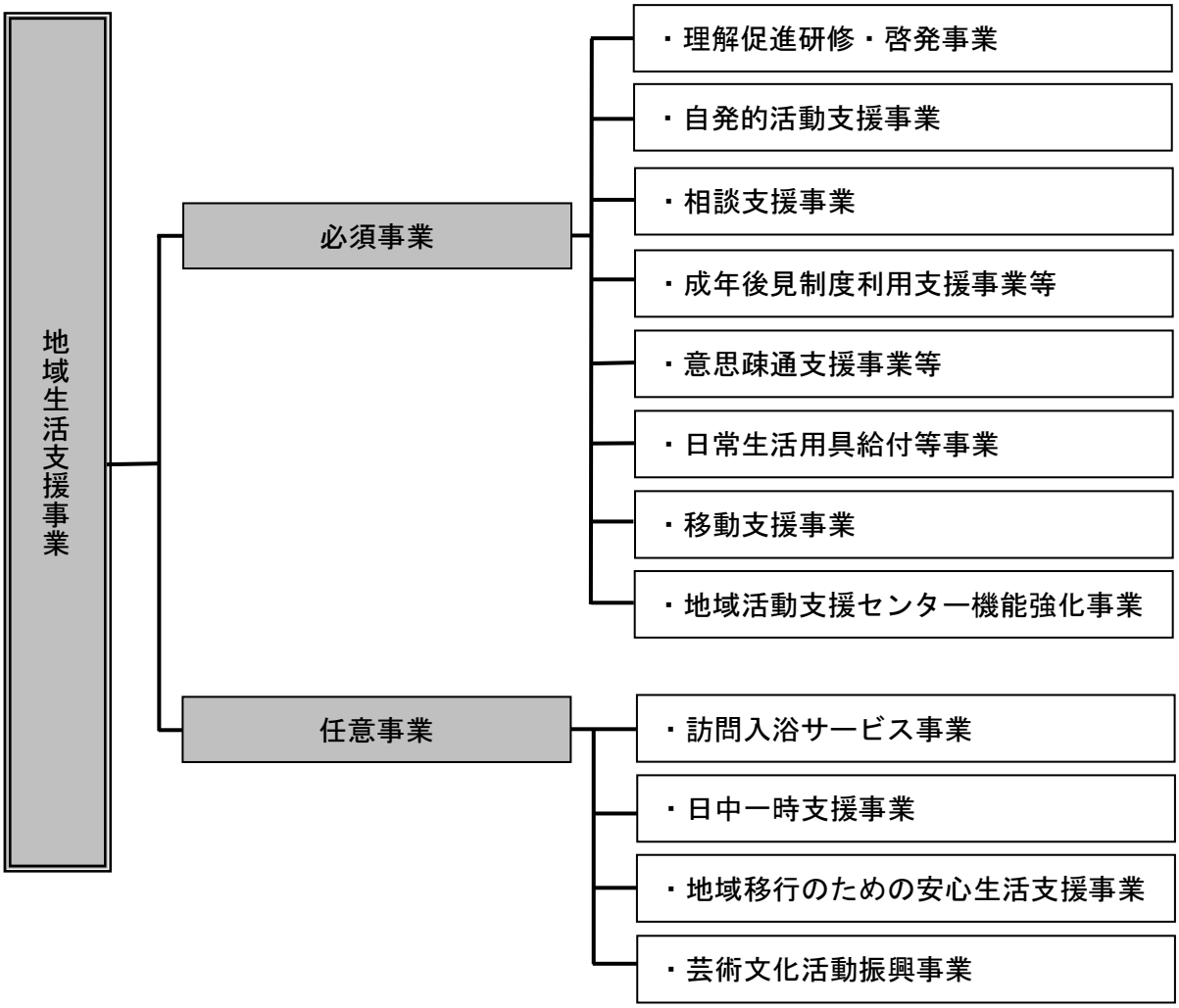

（１）必須事業

地域生活支援事業の各サービス見込量は、第５期計画期間中の実績に基づいて設定しています。

サービス種別	見込量の単位
1. 理解促進研修・啓発事業	実施の有無
2. 自発的活動支援事業	実施の有無
3. 相談支援事業	年間の実施か所数及び実施の有無
4. 成年後見制度利用支援事業	年間の利用件数【件】
5. 成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無
6. 意思疎通支援事業	手話通訳者の設置人数【人】 手話通訳、要約筆記の年間の利用者数【人】
7. 日常生活用具給付等事業	日常生活用具の種類ごとの年間の 給付件数【件】
8. 手話奉仕員養成研修事業	手話奉仕員の養成人数【人】
9. 移動支援事業	年間の利用者数【人】 年間の利用時間数【時間】
10. 地域活動支援センター機能強化事業	年間の実施か所数【か所】 年間の登録者数【人】

①理解促進研修・啓発事業

障害のある人が地域で安心して生活するための環境整備として、地域社会における障害のある人の理解促進、及び共に生きる社会の実現に向けた啓発事業を推進します。

		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
理解促進研修･啓発事業	実施の 有無	有	有	有

②自発的活動支援事業

障害のある人が自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、障害のある人またはその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援します。

		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
自発的活動支援事業	実施の 有無	無	無	有

③相談支援事業

障害のある人や介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障害福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障害のある人等の権利擁護のために必要な援助、地域生活の支援を行います。

		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
障害者相談支援事業	か所	2	2	2
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の 有無	有	有	有
在宅入居等支援事業	実施の 有無	無	無	無

④成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスの利用等の視点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害のある人、または精神障害のある人に対して成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害のある人の権利擁護を図ります。

		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
成年後見制度利用支援事業	件／年	1	1	2

⑤成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を法人が適正に行える体制の整備、町民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
成年後見制度 法人後見支援事業	実施の 有無	無	無	無

⑥意思疎通支援事業

意思の伝達に支援が必要な障害のある人に対して、手話通訳者や要約筆記者の派遣等により、意思疎通の仲介支援を行います。

		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
手話通訳者設置事業	人／年	0	0	1
手話通訳者派遣事業	人／年	42	47	53
要約筆記者派遣事業	人／年	1	1	1

⑦日常生活用具給付等事業

重度の身体障害のある人、知的障害のある人であって、当該用具を必要とする人に対して、日常生活上の便宜を図るための用具を給付または貸与します。

		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
介護訓練支援用具	件／年	3	3	3
自立生活支援用具	件／年	2	2	2
在宅療養等支援用具	件／年	2	2	2
情報・意思疎通支援用具	件／年	1	1	1
排泄管理支援用具	件／年	350	352	354
住宅改修費	件／年	2	2	2

⑧手話奉仕員養成研修事業

意思の伝達に支援が必要な障害のある人の交流活動の促進、町の広報活動等の支援者として、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。

		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
手話奉仕員養成研修事業	人／年	0	0	1

⑨移動支援事業

移動が困難な障害のある人で、外出時に付き添う人がいない場合に、ガイドヘルパーを派遣し、外出の際の移動を支援します。

		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
移動支援事業	人／年	6	7	8
	時間／年	143	167	191

⑩地域活動支援センター機能強化事業

障害のある人に対して、創作活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の支援を行います。

		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
地域活動支援センター 機能強化事業	か所	2	2	2
	登録者数 （人）	8	9	10

■地域生活支援事業（必須事業）における見込量確保の方策

障害者相談支援事業については、多様化する相談内容に的確に対応できるよう、サービス提供事業者、自立支援協議会等と連携して、情報共有や事例検討等を行うことで、サービスの質の向上を図ります。

住宅入居等支援事業については、現在は実施していませんが、一般の障害者相談支援の中で関係機関と連携し対応しています。ニーズの有無・程度等の情報収集を継続するとともに、必要に応じてサービスが提供できるよう、検討を行います。

成年後見制度利用支援事業については、今後必要性が高まることが見込まれるため、地域で暮らす障害のある人の権利擁護が図れるよう成年後見制度普及啓発活動を行うとともに、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、社会福祉協議会等の関係機関と連携強化を図りながら対応をしていきます。

成年後見制度法人後見支援事業については、今後、法人後見の実施を予定している団体等からの要望や、町民後見人の養成等の動向を見ながら必要に応じて事業実施を検討します。

（２）任意事業

任意事業として下記の事業を実施します。第５期計画期間中の実績に基づいて見込量を設定するとともに、本計画から新たに「訪問入浴サービス事業」「地域移行のための安心生活支援事業」「芸術文化活動振興事業」を実施します。

サービス種別	見込量の単位
1. 訪問入浴サービス事業	年間の利用者数【人】
2. 日中一時支援事業	年間の利用者数【人】
3. 地域移行のための安心生活支援事業	実施の有無
4. 芸術文化活動振興事業	実施の有無

①訪問入浴サービス事業

障害のある人の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るため、居宅を訪問し、入浴サービスを提供します。

		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
訪問入浴サービス事業	人／年	1	1	2

②日中一時支援事業

日中における活動の場の確保及び親の就労支援や、家族の一時的な休息等を支援します。

		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
日中一時支援事業	人／年	20	21	22

③地域移行のための安心生活支援事業

障害のある人が地域で安心して暮らしていけるよう、地域生活への移行や定着のための支援を行います。

		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
地域移行のための安心生活支援事業	実施の有無	無	有	有

④芸術文化活動振興事業

障害のある人の芸術文化活動を振興するため、創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援を行います。

		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
芸術文化活動振興事業	実施の 有無	有	有	有

■地域生活支援事業（任意事業）における見込量確保の方策

訪問入浴サービス事業については、在宅の重度の身体障害等のある人のニーズに対応するため、令和３年度より実施します。

日中一時支援事業については、利用ニーズの高い事業であり、今後もサービス量の確保及び質の維持に努めます。

地域移行のための安心生活支援事業と芸術文化活動振興事業については、自立支援協議会や団体、法人等と情報共有しながら、検討・調整を行います。

４　障害児支援の見込量

障害児支援は、児童発達支援・医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援が含まれる障害児通所支援と、障害児相談支援で構成されています。

また、多様化する障害児支援のニーズにきめ細やかに対応するため、居宅訪問型児童発達支援の創設や医療的ケア児への支援等が前期計画から新たに盛り込まれました。

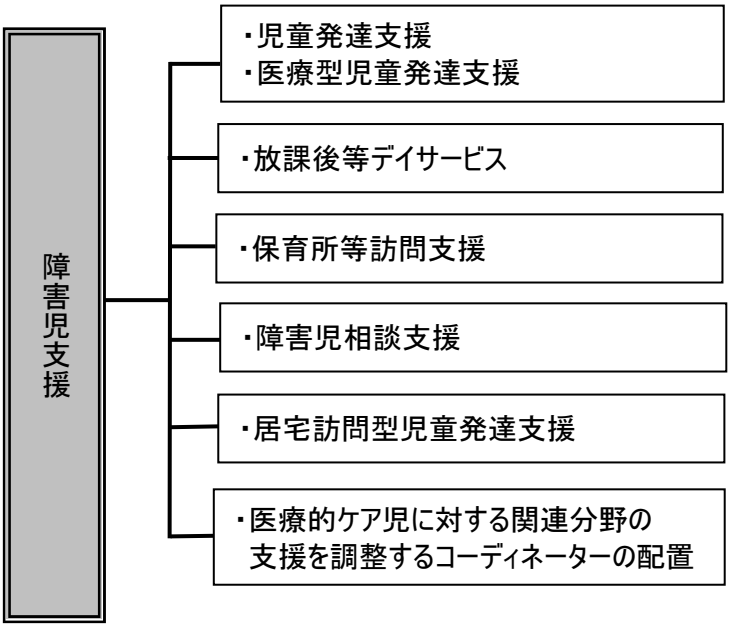

障害児支援の各サービス見込量は、第５期計画期間中の利用の動向等から算出しています。

サービス種別	見込量の単位
1. 児童発達支援・医療型児童発達支援 2. 放課後等デイサービス 3. 保育所等訪問支援 4. 障害児相談支援 5. 居宅訪問型児童発達支援	月あたりの平均利用者数【人】 月あたりの平均利用日数【日】
6. 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	年間の配置数【人】

（１）児童発達支援・医療型児童発達支援

・児童発達支援

障害のある子どもを対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知的技能の付与、集団生活の適応訓練等を行います。

・医療型児童発達支援

障害のある子どもを対象に、児童発達支援に加え、治療を行います。

		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
児童発達支援	人／月	2	3	4
	人日／月	7	14	21
医療型児童発達支援	人／月	0	0	0
	人日／月	0	0	0

（２）放課後等デイサービス

在学中の障害のある子どもに対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、障害のある子どもの放課後等の居場所を提供します。

		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
放課後等デイサービス	人／月	15	16	17
	人日／月	171	182	194

（３）保育所等訪問支援

保育所等を現在利用中の障害のある子ども、または今後利用する予定の障害のある子どもが、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合、その本人や当該施設の職員に対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行います。

		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
保育所等訪問支援	人／月	2	3	4
	人日／月	2	3	4

（４）障害児相談支援

障害児通所支援を利用する全ての障害のある子どもを対象に、支給決定または支給決定の変更前に、障害児支援利用計画を作成します。

		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
障害児相談支援	人／月	5	6	7

（５）居宅訪問型児童発達支援

重度の障害等により外出が著しく困難な障害のある子どもに対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスです。

		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
居宅訪問型児童発達支援	人／月	0	0	1
	人日／月	0	0	3

（６）医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

医療的ケア児が必要とする多分野にわたる支援を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、関係機関の協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進するなどの役割を担うコーディネーターを配置します。

		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	人／年	0	1	1

■障害児支援における見込量確保の方策

地域における障害のある子どもの状況把握に努め、関係機関との連携の下、ニーズに応じたサービス提供体制の確保を図ります。特に利用ニーズの高い放課後等デイサービスについては、新規事業者の参入促進を図ります。

児童発達支援については、令和２年度に町内に新たに１か所事業所が開設されたことから増加を見込んでいます。

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターについては、１名の配置に向け、検討・調整を行います。

５　その他活動指標

（１）地域生活支援拠点等の設置と機能の充実

地域生活支援拠点等の設置か所数と地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数について、見込量を設定します。

		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
設置か所数	か所／年	1	1	1
検証及び検討の実施回数	回／年	1	1	1

■取り組みの方向性

地域生活支援拠点等については、近隣市町の共同で設置しつつ、その機能の充実のため、自立支援協議会において、運用状況の検証及び検討を年１回以上実施します。

（２）発達障害のある人等に対する支援

発達障害等の早期発見・早期支援には、発達障害のある人及びその家族等に対する支援体制の確保が重要であるため、保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるような支援体制の確保に関する各見込量を設定します。

		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラムの支援プログラム等の受講者数	人／年	0	0	3
ペアレントメンターの人数	人／年	0	0	0
ピアサポート活動への参加者数	人／年	0	0	0

■取り組みの方向性

発達障害のある人等に対する支援については、支援プログラム等の実施に向けた検討を行うとともに、子育て世代包括支援センター等との連携の下、発達障害等の早期発見・早期支援、本人や家族支援等の支援体制の整備を図ります。

（３）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じた重層的な連携による支援体制のさらなる充実や、精神障害のある人のサービス利用状況の把握による提供体制の確保に関する各見込量を設定します。

		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回／年	3	3	3
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人／年	45	45	51
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回／年	1	1	1
精神障害のある人の地域移行支援利用者数	人／月	0	1	1
精神障害のある人の地域定着支援利用者数	人／月	0	1	2
精神障害のある人の共同生活援助利用者数	人／月	0	1	1
精神障害のある人の自立生活援助利用者数	人／月	0	0	1

■取り組みの方向性

保健、医療及び福祉関係者による協議の場を、「精神保健福祉連絡会」において設置しました。今後も精神障害のある人や、自立支援協議会等その支援を行う関係機関と連携と図りながら、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて取り組んでいきます。また、精神障害のある人の地域生活への移行及び地域での自立生活を支えるため、各種サービスの提供体制の確保に努めます。

（４）相談支援体制の充実・強化のための取り組み

基幹相談支援センターまたはそれに準ずる機能を有した総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保に向けて、相談支援体制の充実・強化等に関する各見込量を設定します。

		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
総合的･専門的な相談支援の実施	実施の有無	有	有	有
訪問等による専門的な指導･助言	件／年	68	68	68
相談支援事業者の人材育成の支援	件／年	24	24	24
相談機関との連携強化の取り組みの実施	回／年	33	33	33

■取り組みの方向性

基幹相談支援センターを中心に、総合的・専門的な相談支援を実施するとともに、相談支援事業者等に対して各種指導・支援等を行い、相談支援体制の充実・強化を図ります。

（５）障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組み

「障害者総合支援法」の基本理念を念頭に、サービス利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供に向けて、障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関する各見込量を設定します。

		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
障害福祉サービス等に係る研修への町職員の参加者数	人／年	2	2	2
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	回／年	0	0	1

■取り組みの方向性

障害福祉に携わる職員の資質向上を図るため、福井県等が実施する研修等への参加を促進します。

適切なサービスの提供を行う観点から、支援計画の質の向上に向けた取り組みを進めます。

第５章　計画の推進体制

１　計画の推進主体

保健・医療をはじめ、人権、産業・雇用、教育、住宅等の多様な分野において、関係各課との連携・調整を図ります。また、福井県、近隣市町、自立支援協議会、各サービス提供事業所等との連携の下、障害福祉支援体制等の課題を共有し、計画を推進するとともに、福祉人材の確保に向けた取り組みの検討・推進を図ります。

２　子ども・子育て支援施策との連携

障害の有無に関わらず、子どもたちが共に成長できるよう、「ふるさと輝き子育てプラン」との調和を保ち、子ども・子育て支援施策との緊密な連携を図ります。

３　サービス利用に向けた広報及び相談機会の充実

サービス利用の促進に向けて、各種イベント、広報、行政チャンネル、インターネット等の公的なシステムや情報媒体を活用し、地域社会への広報及び啓発活動を進めます。

サービスの利用に関する相談機会を充実させるため、保健・医療・福祉等の関係機関等と連携し、支援が必要な人の把握に努めます。また、障害のある人や家族の相談に応じ、必要な情報の提供や機関の紹介を行う一般相談支援事業所のＰＲに努めます。

４　計画の進行管理

ＰＤＣＡサイクルの考え方（下図）の下、年に１回以上、自立支援協議会等において、実績の報告及び評価を行い、必要に応じた計画の見直しを行います。

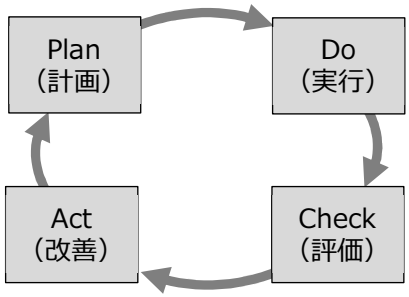

資料編

1　用語解説

【あ行】

◎一般就労

労働基準法及び最低賃金法に基づく雇用関係による企業への就労。

◎医療的ケア児

たんの吸引や経管栄養等の医療的な生活援助が必要な子どものこと。医療的ケアは医師による治療のための医療行為とは区別される。

【か行】

◎基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担い、総合的な相談業務や相談支援事業所への指導・助言、権利擁護事業等の各種業務を行う機関。

◎権利擁護

自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症の高齢者、障害のある人の権利やニーズの表明を支援し代弁すること。

【さ行】

◎肢体不自由

身体障害者福祉法では、①一上肢、一下肢または体幹の機能の著しい障害で、永続するもの、②一上肢のおや指を指骨間関節以上で欠くものまたはひとさし指を含めて一上肢の二指以上をそれぞれ第一指骨間関節以上で欠くもの、③一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの、④両下肢の全ての指を欠くもの、⑤一上肢のおや指の機能の著しい障害またはひとさし指を含めて一上肢の三指以上の機能の著しい障害で、永続するもの、⑥①から⑤までに掲げるもののほか、その程度が①から⑤までに掲げる障害の程度以上であると認められる障害、とされている。

◎手話通訳

聴覚障害のある人の意思疎通（コミュニケーション）方法のひとつ。

◎障害者総合支援法

平成 25 年４月から、「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」とするとともに、障害のある人の定義に難病等を追加し、平成 26 年４月から、重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化等が実施された。また、平成 30 年４月からは障害のある人自らが望む地域生活への支援に向けて新たな障害福祉サービスが創設された。

◎自立支援協議会

障害のある人等への支援の体制の整備を図るため、関係機関や関係団体により構成される、障害者総合支援法に規定される法定協議会。地域における障害のある人等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う。

◎身体障害

身体障害者福祉法では、「①視覚障害、②聴覚又は平衡機能の障害、③音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害、④肢体不自由、⑤心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害その他政令で定める障害」で、それぞれ一定以上永続するものをいう。

◎身体障害者手帳

身体障害者福祉法に定める身体上の障害がある人に対して、都道府県知事、指定都市市長または中核市市長が交付するものをいう。

◎精神障害

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律では、「統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患」をいう。

◎精神障害者保健福祉手帳

一定の精神障害の状態にあることを認定して精神障害者保健福祉手帳を交付することにより、各種の支援策を講じやすくし、精神障害のある人の社会復帰、自立及び社会参加の促進を図ることを目的として、都道府県知事または指定都市市長が交付するもの。

◎成年後見制度

認知症高齢者や知的障害のある人、精神障害のある人等を法的に保護し、支援するため、平成 12 年度に開始された制度。家庭裁判所により選任された後見人等が本人の意思を尊重し、法律行為の同意や代行等を行う。

◎相談支援専門員

身体、精神に障害がある人、また環境上の理由により日常生活を営むことに支障がある人の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う専門員。

【た行】

◎地域生活支援拠点等

障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域の実情に応じて整備を行う居住支援のための機能を持つ場所や体制のこと。地域生活支援拠点等の機能として、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの５つを基本とする。

◎地域包括ケアシステム

住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供する仕組み。

◎知的障害

知的機能の障害が発達期（おおむね 18 歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあるものをいう。

◎通級指導

小学校、中学校、高等学校等において、通常の学級に在籍し、一部特別な指導を必要とする児童・生徒に対して、障害に応じた特別の指導を行う指導形態。

◎特別支援学級

障害のある児童・生徒に対して、学習や生活上の課題を踏まえた教育を行うために、小・中学校等に設置する学級。

◎特別支援学校

従来の盲・ろう・養護学校といった障害種別を超えた学校制度。対象とする障害は、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱で、障害の程度が比較的重い子どもの教育を行う学校。

【な行】

◎難病

「難病の患者に対する医療等に関する法律」において、「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものをいう。」とされている。

◎ニーズ

一般的には、生存や幸福、充足を求める身体的・精神的・経済的・文化的・社会的な要求という意味で、欲求、必要、要求等と訳される。社会福祉の領域においては、社会生活を営むのに必要な基本的要件の充足ができていない場合に発生する。

【は行】

◎発達障害

発達障害者支援法では、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。」とされている。

◎ピアサポート

同じような共通項と対等性を持つ人同士の支え合いを表す言葉であり、障害のある人生に直面し、同じ立場や課題を経験してきたことを活かして仲間として支えること。

◎ペアレントトレーニング、ペアレントプログラム

子育てに難しさを感じる保護者が子どもの行動を理解し、楽しく子育てをする自信をつけたり、同じ悩みを持つ仲間を見つけたりすることを目的としたグループトレーニング、プログラムのこと。

◎ペアレントメンター

発達障害のある子どもの保護者であり、相談支援に関する一定のトレーニングを受けた人のこと。同じ立場から、子育てで同じ悩みを抱える保護者等にサポートを行う。

【ら行】

◎療育

身体や知的に障害のある子どもについて早期発見と早期治療及び相談・指導を行うことにより、児童が持つ発達能力を有効に育て、自立生活に向かって育成すること。

◎療育手帳

知的障害のある子ども・人への一貫した指導・相談を行うとともに、これらの人に対して各種の援助措置を受けやすくするため、児童相談所または知的障害者更生相談所において知的障害と判定された人に対して、都道府県知事または指定都市市長が交付するもの。

若狭町第６期障害福祉計画
第２期障害児福祉計画

発行年月：令和３年３月
発　　行：若狭町 福祉課
〒919-1592　福井県三方上中郡若狭町市場 20-18
TEL：0770-62-2703　FAX：0770-62-1049